

取 扱 基 準

名 称	新潟中央地区保護司会補助金
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	会の運営を通し、保護司としての資質向上に努め、保護観察業務を円滑にし、対象者の速やかな更生を図り、犯罪予防のため、地域浄化活動を推進する新潟中央地区保護司会の活動を支援
目 標	数値化□ 非数値化■
	保護司法の精神に則り、犯罪をした者の自立更生を助け、明るく住みよい社会を築くために更生保護思想の普及に努め、犯罪の予防と地域社会の浄化に向けて積極的に事業を推進すること
	<目標が数値でない場合の評価方法> 保護司会としての任務を円滑に遂行し、保護司法に規定する使命達成に資する活動状況、成果等の評価
補助事業者	新潟中央地区保護司会
補助対象経費の 内 容	保護司会活動費、研修研究費、広報費、分区・支部活動費、大会関係費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額 634,000円（限度額） 会費等自主財源を徴しても不足する額について補助する。 実行補助率は、実際の申請により決定するため、未定。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 2年 4月 1日
評価の時期	令和 4年 9月30日
終 期	令和 5年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 事業用パンフレット等
担当部署	中央区役所 健康福祉課 地域福祉担当 電 話 025-223-7252 (ダイヤルイン) e-mail kenko.c@city.niigata.lg.jp